

学位申請の手引

秋 田 大 学 大 学 院
国際資源学研究科博士後期課程

目 次

I	学位の種類	1
II	学位申請の手続き	1
1	「課程博士」について	1
2	「論文博士」について	1
3	書類の提出先及び提出方法	2
4	学位授与までの流れ	3
III	提出書類の作成要領	4
1	各書類共通事項	4
2	「課程博士」	6
(1)	博士論文予備審査申請書	6
(2)	博士論文審査申請書	7
(3)	博士論文	8
(4)	論文目録	9
(5)	博士論文内容の要旨	10
(6)	履歴書	11
3	「論文博士」	12
(1)	博士論文予備審査申請書	12
(2)	博士論文審査申請書	13
(3)	博士論文	14
(4)	論文目録	15
(5)	博士論文内容の要旨	16
(6)	履歴書	17
IV	学位申請基準について	19
1	「課程博士」の学位申請基準	19
2	「論文博士」の学位申請基準	19
V	学位論文の評価基準について	19
VI	秋田大学博士（資源学）、博士（理学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項	20
VII	秋田大学大学院国際資源学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則	27

秋田大学学位規程第5条第1項及び第2項の「博士の学位授与の要件」に基づき、同規程第6条第1項及び第7条第1項により学位授与の申請をしようとする者は本学の関係諸規程の規定に従わなければならない。具体的には、この申請の手引により所定の手続きを行うこと。

I 学位の種類

本学の国際資源学研究科において取得できる博士の学位は「博士（工学）、博士（資源学）、博士（理学）」であるが、これには「課程博士」と「論文博士」がある。

「課程博士」は、本学大学院国際資源学研究科博士後期課程を修了した者又は「履修基準」に定める12単位以上を修得した上で、特に優れた研究業績を上げたと認められ、博士後期課程に1年以上在学した者（ただし、博士前期課程を1年で修了した者は、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。）で博士論文の審査及び最終試験に合格した者が取得できる。また、「論文博士」は、本学に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者が取得できる。

なお、本学大学院国際資源学研究科博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後、本学に博士論文を提出してその審査に合格した場合の取扱いは、「論文博士」とする。

II 学位申請の手続き

1 「課程博士」について

(1) 予備審査

博士の学位を受けようとする者は、主指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、予備審査を受けなければならない。

ア	博士論文予備審査申請書(所定の様式)	1部
イ	博士論文の要旨の草稿(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)	4部
ウ	博士論文の草稿(A4判横書きとし、和文又は英文)又は論文関連資料	4部
エ	論文目録(A4判横書き)	4部
オ	研究倫理教育を受講したことがわかる書類	1部

(2) 本審査

予備審査の結果、博士論文審査の申請を認められた者は、主指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、審査を受けること。

ア	博士論文審査申請書(所定の様式)	1部
イ	博士論文 1編(A4判横書きとし、和文又は英文)	4部
ウ	論文目録(所定の様式)	4部
エ	博士論文内容の要旨(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)	所定の様式4部及び電子データ
オ	履歴書(所定の様式)	1部
カ	研究倫理教育を受講したことがわかる書類	1部

2 「論文博士」について

(1) 予備審査

論文提出による博士の学位を受けようとする者は、主査教員の承認を得て、次の書類を

所定の期日までに提出し、予備審査を受けなければならない。

ア	博士論文予備審査申請書(所定の様式)	1部
イ	博士論文の要旨の草稿(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)	4部
ウ	博士論文の草稿(A4判横書きとし、和文又は英文)	4部
エ	論文目録(A4判横書き)	4部
オ	履歴書(所定の様式)	1部
カ	最終学歴の卒業又は修了証明書	1部

(2) 本審査

予備審査の結果、博士論文審査の申請を認められた者は、主査教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、審査を受けること。

ア	博士論文審査申請書(所定の様式)	1部
イ	博士論文 1編(A4判横書きとし、和文又は英文)	4部
ウ	論文目録(所定の様式)	4部
エ	博士論文内容の要旨(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)	所定の様式4部及び電子データ
オ	履歴書(所定の様式)	1部
カ	最終学歴の卒業又は修了証明書	1部
キ	論文審査手数料	57,000円

※ ただし、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文審査の申請を行う場合には、手数料が免除される。(手数料は変更されることがあります)

3 書類の提出先及び提出方法

(1) 秋田大学総合学務課国際資源担当に提出すること。

(2) 「**課程博士**」に係る書類の受付について

ア 予備審査に係る書類の受付は、博士論文を提出しようとする年度の10月の月初めから10日間(ただし、土・日曜日及び休日は除く)とする。

イ 予備審査の結果、本審査の申請が認められた者の、本審査に係る書類の受付は、課程を修了しようとする年度の1月の月初めから10日間(ただし、土・日曜日及び休日は除く)とする。

ウ 「特に優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮」に関する申し合わせの判定基準を満たした者(以下、「課程修了の特例該当者」という。)については、2月又は6月にも予備審査に係る書類の受付を行う。

エ 標準修業年限を超えて在学する者については、2月又は6月にも予備審査に係る書類の受付を行う。

オ 上記ウ又はエにおいて予備審査の結果、本審査の申請を認められた者は、その時点から3か月以内に本審査の申請を行うこと。(本審査の申請時期は5月又は9月)

(3) 「**論文博士**」に係る書類の受付について

ア 予備審査に係る書類の受付は、2月、6月、10月のいずれかの月の月初めから10日間(ただし、土・日曜日及び休日は除く)とする。

イ 本審査に係る書類の受付は、5月、9月、1月のいずれかの月の月初めから10日間(ただし、土・日曜日及び休日は除く)とする。

なお、予備審査の結果、本審査の申請が認められた者は、その時点から6か月以内に本審査の申請を行うこと。

ウ 論文審査手数料は、総合学務課国際資源担当の指示を受けて所定の振替払込請求書で納付すること。

(4) その他不明な点がある場合は、下記に照会すること。

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号（電話018-889-2236）

秋田大学総合学務課国際資源担当

4 学位授与までの流れ

(1) 「課程博士」

	3月末授与の日程	9月末授与の日程	12月末授与の日程
修了予定者			
予備審査申請書等の提出 (総合学務課国際資源担当)	10/1～10/10	2/1～2/10	6/1～6/10
予備審査 (予備審査委員会)	11月上旬	3月上旬	7月上旬
博士論文審査申請書等の提出 (総合学務課国際資源担当)	1/4～1/10	5/1～5/10	9/1～9/10
研究科教授会 審査委員会の設置			
博士論文審査 (審査委員会)	2月中旬まで	7月中旬まで	10月中旬まで
研究科教授会 学位授与の決定	3月上旬	9月中旬	11月中旬
学位授与	3月下旬	9月末	12月下旬

※書類の提出の日程は変更することがある。

(2) 「論文博士」

	3月末授与の日程	9月末授与の日程	12月末授与の日程
申請者			
↓			
予備審査申請書等の提出 (総合学務課国際資源担当)	10/1～10/10	2/1～2/10	6/1～6/10
↓			
予備審査 (予備審査委員会)	11月上旬	3月上旬	7月上旬
↓			
博士論文審査申請書等の提出 (総合学務課国際資源担当)	1/4～1/10	5/1～5/10	9/1～9/10
↓			
研究科教授会 審査委員会の設置			
↓			
博士論文審査 (審査委員会)	2月中旬まで	7月中旬まで	10月中旬まで
↓			
研究科教授会 学位授与の決定	3月上旬	9月中旬	11月中旬
↓			
学位授与	3月下旬	9月末	12月下旬

※書類の提出の日程は変更することがある。

Ⅲ 提出書類の作成要領

1 各書類共通事項

- (1) 論文題目が英文の場合は、題目の下にその和訳を（ ）を付して併記すること。
- (2) 記入に当たっては、万年筆，ボールペン，ワードプロセッサ及びタイプ印刷等のいずれでもよい。
- (3) 提出する書類が2部以上となるものは複写により作成してもよいが，長期の保存に耐えるものとする。

- (4) 捺印箇所は各書類とも必要部数に同一の印鑑で直接朱肉を用いて捺印すること。ただし、外国人で印鑑を所有していない者は署名でもよい。
- (5) 申請等の年(元号)は、西暦で記入してもよい。

(2) 博士論文予備審査申請書 (所定の様式)

(記入例)

主指導教員 の氏名	○ ○ ○ ○ ⑩
--------------	-----------

博士論文審査申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋田大学大学院国際資源学研究科長 殿

研究科 国際資源学研究科 (博士後期課程)

専攻名 資源学専攻

講座名 ○ ○ ○ ○

ふりがな あき た た ろう

氏名 秋 田 太 郎 ⑩

秋田大学学位規程第6条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添え、学位を申請いたします。

記

博士論文	4部
論文目録	4部
博士論文内容の要旨	4部
履歴書	1部
研究倫理教育を受講したことがわかる書類	1部

(4) 論文目録 (所定の様式)

論 文 目 録

(記入例)

専攻名	資源学専攻	氏名	秋田太郎 ㊦
博士論文 の題目	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (英文の場合は、和訳を付記すること。)		
発表論文			
1 レフェリー制のある学術雑誌			
○(1) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名) ○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
(2) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名) ○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
2 レフェリー制のない学術雑誌, 総説等			
(1) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名) ○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
著書			
(1) 著者名(全員) 著書名 , ○頁～○頁 (20○○年)			
その他(口頭発表, 国際会議での発表)			
(1) 著者名(全員) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (題名) ○○学会講演要旨集, ○頁～○頁 (20○○年)			

(注)

- (1) 「発表論文」は、1及び2のように記入すること。
- (2) 関連論文(博士論文の基礎となった論文で、レフェリー制の確立した学術雑誌に掲載又は掲載決定されているもの)には、論文番号の前に○印を付けること。
- (3) 論文が未発表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載すること。
なお、申請時において予定が決まっていない場合は「未定」とすること。
- (4) 「発表論文」等は現在から順に過去にさかのぼって記載すること。
- (5) 著者名の英文での記載は次の例による。(例) Akita.T., Akita,H. and Akita, J.:

(6) 履歴書 (所定の様式)

履 歴 書

(記入例)

ふりがな 氏名	あき た た ろう 秋 田 太 郎 〇〇年 〇〇月 〇〇日生	男 女	本 籍 (都道府県名のみ記入)	〇 〇 都・道 府・県
現住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
区分	年 月	事 項		
学 歴	〇〇年 〇〇月	〇〇県立 〇 〇 高等学校 卒業		
	〇〇年 〇〇月	〇 〇 大学 〇 〇 学部 〇 〇 学科 入学		
	〇〇年 〇〇月	同 卒業		
学 歴	〇〇年 〇〇月	〇 〇 大学大学院 〇 〇 研究科 〇〇〇〇 専攻 入学		
	〇〇年 〇〇月	同 修了		
	〇〇年 〇〇月	〇 〇 大学大学院 〇 〇 研究科 〇〇〇〇 専攻 入学		
職 歴	〇〇年 〇〇月	同 同 修了見込		
	〇〇年 〇〇月	〇 〇 会社 入社		
	〇〇年 〇〇月	同社 退職		
学活 会 等 に お け る 動	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
賞 罰	年 月			
	年 月			
上記のとおり相違ありません。				
〇〇年 〇〇月 〇〇日				
氏 名 秋 田 太 郎 ㊟				

(注)

- (1) 本籍は都道府県名のみ記入すること。(外国人の場合は、本籍欄に国籍を記入すること。)
- (2) 現住所
 - ア 住民票に記載されている住所を記入すること。
 - イ 通信上支障のないよう、団地名・宿舍名・番地等も記入すること。
- (3) 氏名は戸籍のとおり記入し、ふりがなを付けること。
- (4) 学歴
 - ア 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - イ 研究科博士後期課程所定の単位を修得して退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (5) 職歴は、常勤の職について、その勤務先、職名等を年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては、記入することが望ましい。
- (6) 賞罰は、学位申請上、特筆すべきと思われるものを記入すること。

(2) 博士論文予備審査申請書 (所定の様式)

(記入例)

主査教員 の氏名	○ ○ ○ ○ ㊟
-------------	-----------

博士論文審査申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋田大学長 殿

本籍地 ○ ○ ○
住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○
ふりがな あき た た ろ う
氏 名 秋 田 太 郎 ㊟

秋田大学学位規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類及び論文審査手数料
円を添え、学位を申請いたします。

記

論 文 目 録	4 部
博 士 論 文	4 部
博士論文内容の要旨	4 部
履 歴 書	1 部
最終出身大学(院)の卒業(修了)証明書	1 部

(4) 論文目録 (所定の様式)

論文目録

(記入例)

	氏名	秋田太郎 ⑩
博士論文 の題目	○○○○○○○○○○○○○○○○ (英文の場合は、和訳を付記すること。)	
発表論文		
1 レフェリー制のある学術雑誌		
○(1) 著者名(全員) ○○○○○○○○○○○ (題名) ○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (19○○年)		
(2) 著者名(全員) ○○○○○○○○○○○ (題名) ○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (19○○年)		
2 レフェリー制のない学術雑誌, 総説等		
(1) 著者名(全員) ○○○○○○○○○○○ (題名) ○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (19○○年)		
著書		
(1) 著者名(全員) 著書名 , ○頁～○頁 (19○○年)		
その他(口頭発表, 国際会議での発表)		
(1) 著者名(全員) ○○○○○○○○○○○ (題名) ○○学会講演要旨集, ○頁～○頁 (19○○年)		

(注)

- (1) 「発表論文」は、1及び2のように記入すること。
- (2) 関連論文(博士論文の基礎となった論文で、レフェリー制の確立した学術雑誌に掲載又は掲載決定されているもの)には、論文番号の前に○印を付けること。
- (3) 論文が未発表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載すること。
なお、申請時において予定が決まっていない場合は「未定」とすること。
- (4) 「発表論文」等は現在から順に過去にさかのぼって記載すること。
- (5) 著者名の英文での記載は次の例による。(例) Akita.T., Akita,H. and Akita, J.:

(注)

- (1) 本籍は都道府県名のみ記入すること。(外国人の場合は、本籍欄に国籍を記入すること。)
- (2) 現住所
 - ア 住民票に記載されている住所を記入すること。
 - イ 通信上支障のないよう、団地名・宿舍名・番地等も記入すること。
- (3) 氏名は戸籍のとおり記入し、ふりがなを付けること。
- (4) 学歴
 - ア 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - イ 研究科博士後期課程所定の単位を修得して退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (5) 研究歴
 - ア 学位申請上、特記すべきものと思われる研究歴について、年次を追って、事項別に記入すること。
 - イ 学術に関する研究歴として記入する事項は、およそ次のようなものであること。
 - (ア) 研究課題(共同研究を含む。)に関するもの
 - (イ) 研修に関するもの
 - (ウ) 学術調査に関するもの
 - (エ) 学術奨励金に関するもの
 - (オ) 学会に関するもの
 - (カ) その他審査の参考となるもの
 - ウ 学歴又は職歴として記入することが適当なものについては、研究歴の項に重複して記入しない。
 - エ 研究期間を証明する証明書を添付すること。
- (6) 職歴は、常勤の職について、その勤務先、職名等を年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては、記入することが望ましい。
- (7) 賞罰は、学位申請上、特筆すべきと思われるものを記入すること。

IV 学位申請基準について

1 「課程博士」の学位申請基準

学位の申請に当たって、次のような研究科共通の基準を定めている。

なお、学位申請の基準は学問分野による専門性や相違もあることから、それぞれ基準を定めているので、主指導教員に問い合わせること。

研究科共通の学位申請基準

- (1) 博士論文の基礎となった論文（以下、「関連論文」という。）が、レフェリー制が確立した学術誌に掲載されているか又は既に掲載決定されていること。
- (2) 関連論文のうち、少なくとも1編については、学位申請者が筆頭著者であるか又は共同研究の中心的役割を果たしたものであること。
- (3) 関連論文のうち、少なくとも1編については、大学院在学中に行った研究を基に作成されたものであること。
- (4) 関連論文が共著論文の場合は、申請者の分担分と学位論文との関わりを明確にすること。

2 「論文博士」の学位申請基準

学位の申請に当たって、次のような研究科共通の基準を定めており、学位の授与に当たっては適切な学力の確認を行う。

なお、学力申請の基準は学問分野による専門性や相違もあることから、それぞれ基準を定めているので、主査教員に問い合わせること。

研究科共通の学位申請基準

- (1) 博士論文の基礎となった論文（以下、「関連論文」という。）が、レフェリー制が確立した学術誌に3編以上掲載されているか又は既に掲載決定されていること。
- (2) 関連論文のうち、少なくとも3編については、学位申請者が筆頭著者であるか又は共同研究の中心的役割を果たしたものであること。
- (3) 関連論文のうち、少なくとも1編については、過去3年以内に掲載又は掲載決定されているものであること。
- (4) 関連論文が共著論文の場合は、申請者の分担分と学位論文との関わりを明確にすること。
- (5) 本学大学院国際資源学研究科博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、1年以内に論文を提出する場合は、「課程博士」の申請基準を準用する。

V 学位論文の評価基準について

国際資源学研究科博士後期課程の学位論文は次のような評価基準に基づき審査している。

1. 学位論文のテーマが適切に設定され、研究の意図や問題意識が適切に表現されているか。
2. 十分な知識を習得し、諸課題を多角的に分析し、解決方法を提示する能力が反映されているか。
3. 学位論文は国内外の研究水準に照らし合わせ、新たな知見を含んだオリジナリティのある論文となっているか。
4. 学位論文の研究成果は、学術雑誌等に公表されているか。
5. 先行研究や関連研究に関する文献等が広く調べられ、理解されているとともに、引用の方法が適正であるか。また、研究倫理上の問題に細心の注意が払われているか。
6. その他、審査に当たっては、専攻独自の評価基準を加味することがある。

VI 秋田大学博士（資源学），博士（理学）及び博士（工学）学位授与に関する取扱要項

〔制定〕平成28年4月1日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 秋田大学大学院国際資源学研究科（以下「研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、秋田大学大学院学則，秋田大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び秋田大学大学院国際資源学研究科規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか，この要項の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において「課程博士」とは学位規程第5条第1項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

2 この要項において「論文博士」とは学位規程第5条第2項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士

（予備審査）

第3条 博士（資源学），博士（理学）及び博士（工学）の学位を申請しようとする者は，学位規程第6条第1項に規定する博士論文の提出に先立ち，予備審査を受けなければならない。

（予備審査の申請資格）

第4条 予備審査を申請することができる者は研究科規程第13条に規定する要件を満たした者とする。

（予備審査の申請書類等）

第5条 予備審査を申請しようとする者（以下「予備審査申請者」という。）は，主指導教員の承認を得て次の各号に掲げる書類等を国際資源学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- 一 予備審査申請書（所定の様式） 1部
- 二 博士論文の要旨の草稿（A4判横書きとし，和文2,000字程度又は英文800語程度） 4部
- 三 博士論文の草稿（A4判横書きとし，和文又は英文）又は論文関連資料 4部
- 四 論文目録 4部
- 五 研究倫理教育を受講したことがわかる書類

（予備審査の申請時期）

第6条 予備審査の申請時期は，原則として博士論文を提出しようとする年度の10月とする。ただし，「秋田大学大学院国際資源学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則」の認可基準を満たし申請している者（以下「課程修了の特例該当者」という。）及び標準修業年限を超えて在学する者にあつては，2月又は6月にも申請することができる。

(予備審査委員会)

第7条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、当該論文が博士論文審査に値するかどうかを審査するため、予備審査委員会を組織する。

2 予備審査委員会の委員は、予備審査申請者ごとに次の各号に定めるところにより構成する。

一 主指導教員を含む3名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。

二 必要があるときは、前号の教員の他に、秋田大学内の他研究科（以下「他研究科」という。）若しくは他大学等の大学院又は研究所等（以下「他機関」という。）の教員等を加えることができる。

三 予備審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

3 主指導教員は、予備審査委員会の委員長を務め、予備審査委員会の総括を行う。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から起算して4週間以内に審査を終了し、委員長は、その結果を研究科長に報告しなければならない。

(予備審査の結果の通知)

第8条 研究科長は、予備審査の結果を当該予備審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第9条 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた予備審査申請者は、3か月以内に博士論文審査の申請を行わなければならない。

2 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められなかった予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第10条 博士論文の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、主指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

一 博士論文審査申請書（所定の様式） 1部

二 博士論文1編（A4判横書きとし、和文又は英文） 4部

三 論文目録（所定の様式） 4部

四 博士論文の内容の要旨（A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度）
（所定の様式及び電子データ） 4部

五 履歴書（所定の様式） 1部

六 研究倫理教育を受講したことがわかる書類

(博士論文の提出時期)

第11条 博士論文の提出時期は、修了予定年度の1月の所定の期間とする。ただし、課程修了の特例該当者及び標準修了年限を超えて在学する者にあつては、5月又は9月の所定の期間にも申請することができる。

(審査の付託)

第12条 研究科長は博士論文の申請があったときは、学位規程第6条第2項の規定に基づき国際資源学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に審査を付託する。

(学位審査委員会)

第13条 研究科教授会は、前条により審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に定

めるところによる委員（以下この章において「審査委員」という。）で構成する学位審査委員会（以下この章において「審査委員会」という。）を組織する。

一 主指導教員を含む3名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。

二 必要があるときは、前号の教員の他に、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。

三 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

2 前項の審査委員は、当該専攻長からの審査委員候補者の推薦に基づき、研究科教授会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

3 審査委員会に、審査委員主査1名を置き、当該主指導教員をもって充てる。

4 審査委員主査は審査委員会の業務を総括する。

（博士論文の公聴会）

第14条 博士論文審査において、審査委員会は、博士論文の公聴会を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、各専攻及び教室等に掲示をもって公示すること。

（博士論文審査等の実施）

第15条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を実施する。

2 審査委員主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。

3 最終試験は、博士論文の内容を中心とした関連のある科目について、筆記又は口頭により行う。

（博士論文審査結果等の審議）

第16条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

（博士論文審査結果の報告）

第17条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として4週間以内に、審査結果を次の各号の書類により研究科教授会に報告しなければならない。

一 論文審査結果の要旨（所定の様式及びその電子データ）

二 論文審査の結果及び最終試験の結果（所定の様式）

（学位授与の判定）

第18条 研究科教授会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。

2 前項の判定は、博士後期課程担当教員で構成する研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第19条 博士の学位を授与された者は、学位規程第18条の2の規定に基づき、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文（以下「論文の全文」という。）を公表するものとし、公表用の論文の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「論

文の要約」という。)を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

3 前2項の規定による公表は、原則として秋田大学学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

第3章 論文博士

(論文提出による学位授与の申請資格)

第20条 学位規程第5条第2項の規定に基づき、論文提出による博士(資源学)、博士(理学)及び博士(工学)の学位の授与を申請することができる者(以下「論文申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者
- 二 修士の学位を取得後、4年以上の研究歴を有する者
- 三 学士の学位を取得後、6年以上の研究歴を有する者
- 四 前3号に掲げる者と同等の資格があると研究科教授会が認めた者

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号の一に掲げるものをいう。

- 一 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
- 二 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
- 三 大学院の学生として在学した期間
- 四 官公庁、会社等の研究機関において研究に従事した期間
- 五 その他研究科教授会が認めた期間

(主査講座及び主査教員)

第21条 論文申請者は、博士論文の内容が包括される教育研究分野の講座(以下「主査講座」という。)及び主査講座内における博士論文の内容に関連のある研究指導担当教員(以下「主査教員」という。)を定め、学位授与の申請に関し、主査教員の指導を受けるものとする。

(予備審査)

第22条 第20条第1項各号の一に該当する者で、博士(資源学)、博士(理学)及び博士(工学)の学位の授与を申請しようとする者は、学位規程第7条第1項に規定する学位授与の申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

(予備審査の申請書類等)

第23条 論文提出による予備審査申請者は、主査教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- 一 予備審査申請書(所定の様式) 1部
- 二 博士論文の要旨の草稿(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程) 4部
- 三 博士論文の草稿(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部
- 四 論文目録 4部
- 五 履歴書 1部
- 六 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部

(予備審査の申請時期)

第24条 論文提出による予備審査の申請時期は、2月、6月及び10月のうち、いずれかの

時期とする。

(予備審査委員会)

第 25 条 研究科長は、論文提出による予備審査申請者から予備審査申請があったときは、当該論文等が博士論文に値するか否かを審査する予備審査委員会を組織する。

2 予備審査委員会の委員は、論文提出による予備審査申請者ごとに、次の各号に定めるところにより構成する。

一 主査教員を含む 3 名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授 3 名以上のほか当該准教授とする。

二 必要があるときは、前号の教員の他に、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。

三 予備審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

3 主査教員は、予備審査委員会の委員長を務め、予備審査委員会の総括を行う。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から起算して 4 週間以内に審査を終了し、委員長は、その結果を研究科長に報告しなければならない。

(予備審査の結果の通知)

第 26 条 研究科長は、主査教員を通じて、予備審査の結果を当該予備審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第 27 条 論文提出による予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた予備審査申請者は、6 か月以内に博士論文の審査の申請を行わなければならない。

2 論文提出による予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められなかった予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第 28 条 論文申請者は、主査教員の承認を得て、学位規程第 7 条第 1 項の規定に基づく次の各号に掲げる書類等に、学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

一 博士論文審査申請書（所定の様式） 1 部

二 博士論文 1 編（A4 判横書きとし、和文又は英文） 4 部

三 論文目録（所定の様式） 4 部

四 博士論文の内容の要旨（A 4 判横書きとし、和文 2,000 字程度又は英文 800 語程度）（所定の様式及び電子データ） 4 部

五 履歴書（所定の様式） 1 部

六 最終学歴の卒業又は修了証明書 1 部

(論文提出による審査の申請時期)

第 29 条 論文申請者は、5 月、9 月及び 1 月のうち、いずれかの時期の所定の期間に申請しなければならない。

(学位審査委員会)

第 30 条 研究科教授会は、学長から学位論文の審査を付託されたときは、論文申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員（以下この章において「審査委員」という。）で構成する学位審査委員会（以下この章において「審査委員会」という。）を組織する。

一 主査教員を含む 3 名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員

に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。

二 必要があるときは、前号の教員の他に、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。

三 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

2 審査委員は、主査教員からの審査委員候補者の推薦に基づき、研究科教授会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

3 審査委員会に、審査委員主査1名を置き、主査教員をもって充てる。

4 審査委員主査は審査委員会の業務を総括する。

(博士論文の公聴会)

第31条 審査委員会は、論文審査の段階において博士論文の公聴会を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに論文申請者に通知するとともに、各講座及び関係教室等に掲示をもって公示すること。

(博士論文審査等の実施)

第32条 審査委員会は、論文審査及び学力の確認を行う。

2 審査委員主査は、学力の確認の実施に関して必要な事項を論文申請者に通知する。

3 学力の確認は、外国語及び博士論文の内容を中心としたこれに関連のある科目について、筆記又は口頭により行う。

(論文審査結果等の審議)

第33条 審査委員会は、論文審査の結果及び学力の確認の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び学力の確認の評価判定は、合格又は不合格とする。

(博士論文審査結果の報告)

第34条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として4週間以内に、審査結果を次の各号の書類により研究科教授会に報告しなければならない。

一 論文審査結果の要旨(所定の様式)

二 論文審査の結果及び学力の確認の結果(所定の様式)

(学位授与の判定)

第35条 研究科教授会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、論文申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。

2 前項の判定は、博士後期課程担当教員で構成する研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第36条 博士の学位を授与された者は、学位規程第18条の2の規定に基づき、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、論文の全文を公表するものとし、公表用の論文の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えて論文の要約を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

3 前2項の規定による公表は、原則として秋田大学学術情報リポジトリの利用により行う

ものとする。

(補則)

第 37 条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

附則

この要項は，平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は，平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

Ⅶ 秋田大学大学院国際資源学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学大学院国際資源学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第9条の規定に基づき、優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関し必要な事項を定める。

(資格要件)

第2条 修了希望年月までに、研究科規程第7条に定める修了に要する単位数を修得又は修得見込みであり、かつ、必要な研究指導を受けていること。

(申請)

第3条 前条の要件を満たし、在学期間の短縮を希望する者は、所定様式により次に掲げる区分の申請期日（次に掲げる区分の申請期日が土、日、祝日にあたる場合は、その直近の平日）までに指導教員及び専攻長を経て、研究科長に申し出なければならない。

1 博士前期課程に在籍する者の申請期日

- (1) 9月の修了を希望する場合 同年の3月31日
- (2) 3月の修了を希望する場合 同年の9月30日

2 博士後期課程に在籍する者の申請期日

- (1) 9月の修了を希望する場合 同年の12月28日
- (2) 12月の修了を希望する場合 同年の4月30日
- (3) 3月の修了を希望する場合 同年の8月31日

(許可基準)

第4条 認可基準は、次の要件を満たしている場合とする。

- 1 博士前期課程においては、修士論文の基礎となった論文が、申請者を筆頭著者として、レフリー制が確立した学術誌に掲載されているか又は既に掲載決定されていること。
- 2 博士後期課程においては、次の各号のいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 別途定める学位申請の手引き（以下「手引書」という。）「Ⅳ 学位申請基準について」（以下「申請基準」という。）の「1『課程博士』の学位申請基準」を超える顕著な研究業績を上げていること。
なお、学会論文賞等学術的に極めて高い評価を得た論文については、1編であっても本項における顕著な研究業績と認めることができる。
 - (2) 社会人学生で、手引書の申請基準に定める「2『論文博士』の学位申請基準」を超えている場合は、申請基準に定める「1『課程博士』の学位申請基準」(3)の「関連論文のうち、少なくとも1編については、大学院在学中に行った研究を基に作成されたものであること」という基準は適用しない。
- 3 前項各号に規定するもののほか、必要な要件については、専攻（講座単位）毎に別に定める。

(許可)

第5条 申請のあった者について、秋田大学大学院国際資源学研究科執行部会議の議を経て在学期間の短縮を適用する学位申請について許可する。

(学習及び研究指導)

第6条 専攻長及び指導教員は、在学期間の短縮を適用する学位申請者の授業及び研究計画については、適切な指導を行わなければならない。

(修了判定)

第7条 在学期間の短縮を適用する学位申請者の修了については、博士前期課程においては

研究科教授会で、博士後期課程においては博士後期課程担当教員で構成する研究科教授会において審議し、判定する。

(修了時期)

第8条 在学期間の短縮を適用する学位申請者の修了時期は、博士前期課程の場合は3月又は9月、博士後期課程の場合は3月、9月又は12月とする。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、在学期間の短縮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から実施する。

平成 年 月 日

国際資源学研究科長 殿

専攻 _____

学籍番号 _____

氏名 _____ (印)

在学期間の短縮を適用する学位申請許可願

下記のとおり、在学期間の短縮を適用する学位申請を希望しますので、ご許可願います。

理由

.....

.....

.....

.....

.....

標準修了年月：平成 年 月
(在籍期間3年)

修了希望年月：平成 年 月 (年 月短縮)

(様式－博後1)

平成 年 月 日

専攻長 殿

在学期間の短縮に関する推薦書

優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に該当する者として、下記の者を推薦いたします。

記

被推薦者

学 籍 番 号 _____

平成 _____ 年度入学 _____ 専攻

氏 名 _____

修了予定年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

推薦理由

.....
.....
.....
.....

主指導教員 _____ (印)

副指導教員 _____ (印)

副指導教員 _____ (印)

副指導教員 _____ (印)

(様式一博後2)

平成 年 月 日

国際資源学研究科長 殿

在学期間の短縮に関する推薦書

優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に該当する者として、下記の者を推薦いたします。

記

被推薦者

学 籍 番 号 _____

平成 _____ 年度入学 _____ 専攻

氏 名 _____

修了予定年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

推薦理由

.....
.....
.....
.....

_____ 専攻長 _____ (印)

主指導教員 _____ (印)